

資産凍結を防ぐ

～認知症になる前にできる相続対策～



本人の承諾なしに、
銀行がいきなり資産を凍結
させるなんて
有り得るの？



夫が認知症になって
資産が凍結されたら、
年金生活の私たちは
どうなるの？



親の資産が凍結される前
なら、カードで下ろして
おけば問題ないでしょ？



高齢者の保有する金融資産は、昨今増加の一途を辿っているといわれています。一定レベルの意思判断能力を喪失してしまうと、契約行為そのものが不可能になってしまい、生前贈与をはじめとした相続対策が難しくなってしまいます…。今回のセミナーでは、この問題と密接な関係にある『**成年後見制度**』『**民事信託**』を中心に、どのように資産凍結を防ぐのかについて、詳しくかつ分かりやすくご説明します。



専任相談員
大澤 祐紀

日時 令和元年**9月18日(水)** 10:00～11:30 (受付 9:40～)

会場 ツインメッセ静岡中央棟4階 会議室**409**
(静岡市駿河区曲金三丁目1-10)

定員 **40名様** (定員になり次第締め切りとさせていただきます)

受講料 **無料**



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ
株式会社イワサキ経営／税理士法人イワサキ



相続手続支援センター® 静岡

静岡市駿河区中田4-2-6 あっとわん飛翔2F

電話 **054-287-0056**

FAX **054-287-0057**

9月18日セミナーお申込書

※お電話またはFAXにてお申し込みください

お名前：

ご参加人数：

名

ご住所：〒

電話番号：

お連れ様のお名前（名字）

様